



# 島根県報

平成22年7月30日（金）

第2,209号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（       "       ）	3
補助金等交付規則第3条の規定により児童福祉施設等環境改善費補助金の交付の 対象等を定める告示	（青 少 年 家 庭 課）	3
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	5
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	5
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（       "       ）	6
保安林の指定	（       "       ）	7
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（       "       ）	7
補助金等交付規則第3条の規定により島根県ふるさと雇用再生特別基金事業一時 金の交付の対象等を定める告示	（雇 用 政 策 課）	8
国土調査の指定	（用 地 対 策 課）	8
地籍調査の成果の認証	（       "       ）	8
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	9

### 【公 告】

公共測量の実施	（用 地 対 策 課）	9
島根県屋外広告物講習会の開催	（都 市 計 画 課）	10

### 【特定調達公告】

島根県行政ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の落札者等	（会 計 課）	10
車両捜査支援システム賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	11
汎用電子計算機のデータ移行作業等業務委託に係る随意契約の相手方等	（       "       ）	13

### 【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定の解除	（文 化 財 課）	13
------------------	-----------	----

### 【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		14
--------------------------	--	----

**告 示****島根県告示第491号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 井上眼科医院	大田市大田町大田イ192-15	平成22年 7 月 1 日
はしだ小児科医院	松江市八幡町 8 - 3	平成22年 7 月 14 日
西茶町ちどり薬局	松江市西茶町53	平成22年 7 月 15 日

**島根県告示第492号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 須子福祉会	益田市須子町27-17	介護予防通所 介護	すこデイサービス とねりこ	益田市須子町27-16	平成22年 6 月 16 日
株式会社 原商	松江市宍道町白石81番地10	特定福祉用具 販売	株式会社 原商 浜田事業所	浜田市下府町327-24	平成22年 7 月 7 日
株式会社 原商	松江市宍道町白石81番地10	特定介護予防 福祉用具販売	株式会社 原商 浜田事業所	浜田市下府町327-24	平成22年 7 月 7 日
株式会社 はし まや	安来市赤江町100番地 3	福祉用具貸与	株式会社 はし まや	安来市赤江町100- 3	平成22年 7 月 8 日
株式会社 はし まや	安来市赤江町100番地 3	介護予防福祉 用具貸与	株式会社 はし まや	安来市赤江町100- 3	平成22年 7 月 8 日
株式会社 はし まや	安来市赤江町100番地 3	特定福祉用具 販売	株式会社 はし まや	安来市赤江町100- 3	平成22年 7 月 8 日
株式会社 はし まや	安来市赤江町100番地 3	特定介護予防 福祉用具販売	株式会社 はし まや	安来市赤江町100- 3	平成22年 7 月 8 日
介護の森山合同 会社	出雲市古志町906番地	居宅介護支援	介護の森山	出雲市古志町906番地	平成22年 7 月 1 日

**島根県告示第493号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があった

ので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 井上眼科医院	大田市大田町大田イ208-1	平成22年 7 月 1 日
はしだ小児科医院	松江市八幡町 8-3	平成22年 5 月 8 日

#### 島根県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
アースサポート株式会社	東京都渋谷区 本町1丁目8 番7号	訪問入浴介護	アースサポート株	アースサポート松	平成22年 7 月 1 日	
		介護予防訪問 入浴介護	式会社 松江在宅	江 サービスセンター		

#### 島根県告示第495号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、児童福祉施設等環境改善費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により児童福祉施設等環境改善費補助金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第771号）は、廃止する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 補助金等の名称

児童福祉施設等環境改善費補助金

#### 2 補助金等の交付の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のための環境改善及び入所児等に対するケアの充実のための職員の資質向上に要する経費を補助し、もって社会的養護体制の充実を図ることを目的とする。

#### 3 補助金等の交付の対象となる補助事業者の範囲、事業等

##### (1) 補助事業者の範囲

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人、自立援助ホームを行う者、ファミリーホームを行う者及び市町村

##### (2) 交付の対象である事業等

交付の対象である事業	対象施設等	補助対象経費	交付額
施設内遊具の安全対策（老朽化 又は構造上の理由により危険な 大型遊具の安全面の向上を図る	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院	改修費 備品購入費 大型遊具撤去、	1 施設当たり補助対象経費 の実支出額と2,300,000円を 比較していずれか少ない方

ため、大型遊具の撤去又は新設を図る事業をいう。)	情緒障害児短期治療施設	新設等に係る経費	の額
食品の安全対策（食品の安全性を確保するため、大型冷蔵庫、食品格納庫等の食品の衛生管理に必要な備品についての撤去又は新設を図る事業をいう。)	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設	改修費 備品購入費	1施設当たり補助対象経費の実支出額と6,500,000円を比較していずれか少ない方の額
児童入所施設等の生活環境改善（老朽化した乳児・児童用ベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置その他の児童の安全の確保のために必要な備品、フローリング貼・カーペット敷等の更新又は内部改修を図る事業をいう。)	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設 自立援助ホーム ファミリーホーム	改修費 備品購入費	1施設当たり補助対象経費の実支出額と8,000,000円を比較していずれか少ない方の額
学習環境改善（児童福祉施設の退所後の就業の促進を図るため、児童福祉施設入所児（者）のパソコン技術習得のためのパソコンを整備する事業をいう。)	児童養護施設 母子生活支援施設 情緒障害児短期治療施設 自立援助ホーム ファミリーホーム	備品購入費	1施設当たり補助対象経費の実支出額と400,000円を比較していずれか少ない方の額
賃借、改修等（既存建物を借り上げて自立援助ホーム等を新設して事業を実施する場合に貸主に対して支払う賃借料（礼金及び建物賃借料をいい、敷金を除く。以下同じ。）若しくは事業に必要な設備整備、改修整備等に係る費用又は自前建物で自立援助ホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備、改修整備等に係る費用の補助をする事業をいう。)	自立援助ホーム ファミリーホーム 地域小規模児童養護施設 児童養護施設分園型自活訓練事業	賃借料 改修費 備品購入費	既存建物を借り上げて事業を行う場合にあつては1施設当たり補助対象経費の実支出額と3,000,000円を比較していずれか少ない方の額とし、自前建物で事業を行う場合にあつては1施設当たり補助対象経費（賃借料を除く。）の実支出額と8,000,000円を比較していずれか少ない方の額とする。
児童相談体制整備対策（乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用の電動アシスト自転車や乳児体重計等の整備を図る事業をいう。)	市町村	備品購入費	1市町村当たり補助対象経費の実支出額の2分の1と520,000円を比較していずれか少ない方の額
児童養護施設等施設職員の研修（児童養護施設等職員の資質を向上し児童に対するケアの充実	次に掲げる施設の職員 (1) 児童養護施設 (2) 母子生活支援施設	賃金（代替職員 雇上げ経費等） 旅費	1人当たり年額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に規定する額とす

<p>を図るため、各施設種別又は職種別に行われる研修への参加を促進する事業をいう。)</p>	<p>(3) 乳児院 (4) 情緒障害児短期治療施設 (5) 自立援助ホーム (6) 知的障害児施設 (7) 肢体不自由児施設 (8) 重症心身障害児施設</p>	<p>需用費 役務費 委託料 備品購入費 負担金</p>	<p>る。 (1) 短期研修（3日から4日程度の研修をいう。） ア 宿泊を伴うもの 131,000円 イ 宿泊を伴わないもの 71,000円 (2) 長期研修（1か月から3か月程度の研修をいう。） 1,018,000円</p>
<p>児童家庭相談に携わる者の研修（児童相談に携わる者等の資質向上を図るため、各種研修会や事例検討会等への参加を促進する事業をいう。)</p>	<p>次に掲げる職員等 (1) 市町村児童家庭相談担当職員 (2) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等訪問者 (3) 要保護児童対策地域協議会の構成員</p>	<p>旅費 需用費 負担金</p>	<p>1市町村当たり補助対象経費の実支出額の2分の1と288,000円を比較していずれか少ない方の額</p>

**島根県告示第496号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を平成22年7月20日付で認可した。

平成22年7月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第497号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市塩津町字小谷343-1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第498号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市白岩町イ120、イ551

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第499号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市掛合町穴見732-2・732-5・765・766-1・766-2（以上5筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

---

#### 島根県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年 8 月 29 日農林水産省告示第1296号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町反邊字松ノ前251-5、260、2263-2、3024、字瀬戸254-1、254-2、字樋ノ元2261、2262-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第502号

平成22年農林水産省告示第1016号で指定された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
鹿足郡吉賀町柿木村椈谷664-1	合資会社共福社	鹿足郡吉賀町柿木村福川110

**島根県告示第503号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県ふるさと雇用再生特別基金事業一時金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成22年 7 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

島根県ふるさと雇用再生特別基金事業一時金

## 2 交付の目的

ふるさと雇用再生特別交付金により造成された基金を基に実施する委託事業（以下「委託事業」という。）の実施に当たり新たに雇い入れた労働者等を、雇用期間終了後引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に一時金を支給することにより、労働者の正規雇用化を促進することを目的とする。

## 3 交付の対象となる者

一時金は、次のいずれにも該当する事業主に支給するものとする。

- (1) 県又は市町村が作成した計画に基づき委託事業を実施する事業主又は再委託を受けた事業主であること。
- (2) 委託事業の実施に当たり新たに雇い入れた者又は派遣会社により派遣された登録型派遣労働者（派遣期間終了と同時に派遣会社との雇用契約が終了する派遣労働者をいう。）であって正規雇用に向けて求職活動を行っているもの（以下「対象労働者」という。）との間で委託事業に係る雇用契約期間の終了の日までの間に、期間の定めのない労働契約（雇用期間の定めのない雇用であって、当該事業所において正規労働者として位置づけられるものをいう。）を締結し、委託事業終了後も引き続き雇い入れる事業主であること。

## 4 補助金等の額

一時金の支給額は、対象労働者1人につき30万円とする。

**島根県告示第504号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年 7 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成22年 7 月22日	出雲市	吉野左岸②地区	告示の日から平成24年 3 月31日まで
平成22年 7 月22日	出雲市	吉野右岸②地区	告示の日から平成24年 3 月31日まで

**島根県告示第505号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第



4 項の規定により告示する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成20年度～21年度	38枚	1冊	上来原Ⅱ-①	平成22年 7 月 20 日
川本町	平成17年度～21年度	29枚	1冊	因原(3)	平成22年 7 月 20 日
奥出雲町	平成19年度～21年度	48枚	2冊	三成6	平成22年 7 月 20 日
川本町	平成19年度～21年度	24枚	1冊	因原(4)	平成22年 7 月 20 日
安来市	平成20年度～21年度	56枚	2冊	赤江2	平成22年 7 月 20 日
高津川森林組合	平成21年度	27枚	1冊	名賀	平成22年 7 月 20 日
奥出雲町	平成19年度～21年度	34枚	1冊	小馬木1	平成22年 7 月 20 日

島根県告示第506号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成22年7月30日から施行する。

平成22年 7 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表浜田市の項中	第二向野田	木造2階建	昭和59	0.88	を
---------	-------	-------	------	------	---

」

「

第二向野田	木造2階建	昭和59	0.88	に改め、表益田市の項中
片庭	高層耐火構造6階建	平成21	1.00	

」

「

久城	耐火構造2階建	平成17	1.00	を
		平成18		
		平成20		

」

「

久城	耐火構造2階建	平成17	1.00	に改める。
		平成18		
		平成20		
	中層耐火構造4階建	平成21	1.00	

」

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について隠

岐の島町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年7月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
地形図作成
- 2 作業期間  
平成22年7月5日から平成22年10月29日まで
- 3 作業地域  
隠岐の島町 西郷地区

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成22年7月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 講習会の目的  
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。
- 2 期日及び場所  
期日 平成22年10月18日及び10月19日  
場所 松江市東津田町1741-1  
島根県松江合同庁舎 講堂
- 3 受講申込受付期間  
平成22年8月2日から平成22年10月1日まで
- 4 受講申込先  
島根県土木部都市計画課又は隠岐支庁県土整備局若しくは各県土整備事務所
- 5 受講申込用紙の請求先  
島根県土木部都市計画課
- 6 受講手数料  
3,910円（島根県収入証紙をはり付けて納付のこと。）

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年7月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
島根県行政ネットワーク用パソコン 390台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地

- 3 落札者を決定した日  
平成22年7月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社松文オフテック 代表取締役 古川義郎 島根県松江市苧町6番地
- 5 落札金額  
82,530円（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成22年6月8日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年7月30日

島根県警察本部長 高瀬 隆之

## 1 入札の内容

### (1) 入札の件名

車両捜査支援システム賃貸借契約

### (2) 仕様等

入札説明書による。

### (3) 賃貸借期間

平成23年4月1日から平成30年3月31日まで

### (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しないものでないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (4) 路上装置について、性能試験確認証明書の交付を受けた者であること。
- (5) システム（機器等を含む。）が確保でき、履行能力があると認められる者であること。
- (6) 保守業務について、自らが行うか又は保守業者が確保できること。
- (7) 保守の拠点が島根県内で確保できること。
- (8) 島根県税を滞納していない者であること。
- (9) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (10) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出した者であること。

## 3 入札の場所等

## (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2235・2236

## (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成22年7月30日から平成22年8月18日までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）、3の(1)の場所において交付する（交付時間は午前9時から午後5時までとする。）。郵便、ファクシミリ、電子メールによる交付は行わない。

## (3) 入札説明会

行わない。ただし、入札説明書交付時に、路上装置の性能試験等について説明する。

## (4) 入札書の受領期限

平成22年9月8日 午後1時30分（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

## (5) 入札の日時、場所及び開札

## ア 日時

平成22年9月8日 午後1時30分

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 1階 聴聞室

## ウ 開札

即時開札

## (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Subject matter for tender : Vehicle Investigation Support system

(2) Bid tendering Date : September 8, 2010, 1 : 30P.M.

(Bids by Post must be received by noon on September 8, 2010)

(3) Contract contact informatoin : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 〒690-8510  
Tel : 0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年 7 月 30 日

島根県警察本部長 高 瀬 隆 之

#### 1 名称及び数量

汎用電子計算機のデータ移行作業等業務委託 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

#### 3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年 7 月 2 日

#### 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社山陰支店 支店長 辻本裕喜 島根県松江市朝日町477番地17

#### 5 随意契約に係る契約金額

35,603,400円

#### 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

#### 7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第4号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、平成21年島根県教育委員会告示第10号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、平成22年文部科学省告示第102号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成22年 7 月 30 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

指定告示	種別	名称	所在地	指定解除年月日
平成21年島根県教育	考古資料	出雲大社境内遺跡出土品	出雲市大社町杵築東195	平成22年 6 月 29 日

委員会告示第10号

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第14号**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「  
別表第6中 邑智郡美郷町都賀本郷 川本警察署都賀駐在所 を  
」

「  
邑智郡美郷町長藤 川本警察署大和駐在所 に、  
」

「  
益田市匹見町匹見 益田警察署匹見上駐在所  
益田市匹見町澄川 益田警察署匹見下駐在所 を  
鹿足郡津和野町中川 津和野警察署木部駐在所  
」

「  
益田市匹見町匹見 益田警察署匹見駐在所  
鹿足郡津和野町中川 津和野警察署木部駐在所 に改める。  
」

**附 則**

この規則は、平成22年8月1日から施行する。